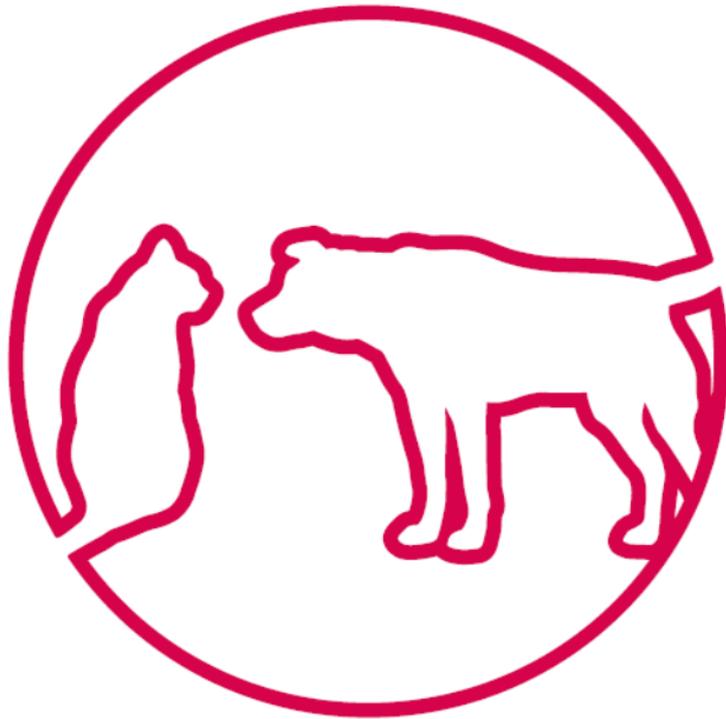




神奈川県  
動物愛護センター

# 令和4年度 動物愛護センター事業概要

---



神奈川県 動物愛護センター

Kanagawa Animal Welfare Center

令和5年12月

# 目 次

## 第1章 動物愛護センターのなりたちと施設のあらまし

1 沿革	2
2 組織	3
3 管轄区域	4
4 施設の状況	5
5 予算等	7

## 第2章 令和4年度動物愛護センターの仕事

1 動物愛護センター業務体系	9
2 動物保護事業	
(1) 犬・猫等の引取り	
ア 飼えなくなった動物の引取り	10
イ 所有者の判明しない動物の引取り	10
(2) 動物の譲渡と処分	
ア 動物の返還、譲渡及び処分	10
イ 犬・猫の譲渡	11
(3) 犬の指導取締り	
ア 迷い犬等の収容	13
イ 犬の収容・保管及び返還	13
ウ 犬の飼養管理指導	13
エ こう傷犬の収容及び検診	13
(4) かながわペットのいのち基金を活用した取組み	14
(5) 飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術の支援	14
3 動物愛護の普及啓発事業	
(1) 動物の適正飼養の推進・動物愛護普及活動	
ア 譲渡前講習会	15
イ 譲渡後講習会（飼い主教室）	15
ウ 飼い主向けの各種教室やセミナー	15
エ いのちの授業	15
オ インターンシップ、出張講義及び施設見学	16
カ 動物愛護のつどい	16
4 動物取扱対策事業	
(1) 特定動物の飼養等の許可、立入検査等	17
(2) 動物取扱業の登録、立入検査等	
ア 動物取扱業の登録及び届出	18
イ 動物取扱業の立入検査等	18
ウ 動物取扱責任者研修実施状況	19
5 動物由来感染症情報分析体制整備事業	20
6 苦情相談等処理状況	
(1) 苦情・相談	21
(2) 失踪犬等の届出	21
(3) 夜間、休日の緊急対応	22
7 災害対策事業	
(1) 訓練、会議等の開催	
ア 総合防災体制整備	23
イ 災害時動物救護及び管理に係る会議の開催	23

ウ ペットの災害対策の普及啓発	23
(2) 災害時対策用品の整備	23
8 調査、研究	23
9 広報活動	
(1) ホームページ等の運営	23
(2) 広報活動	23
10 会議・研修等	
(1) 会議	24
(2) 研修等	24
11 動物慰霊式	24

### 第3章 業務の主要統計

・ 令和4年度 市町村別特定動物飼養状況	26
・ 令和4年度 動物取扱業総登録件数（市町村別）	27
・ 年度別(10年間)業務の推移	
飼えなくなった犬・猫の引取り頭数	28
迷い犬等及び所有者不明猫の収容数	28
返還頭数及び返還率（犬）	29
譲渡状況（犬）	29
譲渡状況（猫）	30
犬・猫の処分頭数	30

## 第 1 章

### 動物愛護センターのなりたちと施設のあらまし

## 1 沿革

昭和47年、神奈川県は各保健所（現在の保健福祉事務所）で実施していた狂犬病予防法及び神奈川県犬による危害防止条例に基づく犬の捕獲抑留等の業務を一元化し、集中管理するため、神奈川県犬管理センターをスタートさせた。

当所は、これらの業務を効率的に推進する一方、動物に対する県民意識の大きな変化に伴う新たな要請に応えるべく事業を展開してきた。

平成20年度からは「人と動物の調和のとれた共生」の実現を目指して、「神奈川県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物が人間社会の中でよりよい関係を保つための事業を推進している。

昭和47年4月	「神奈川県犬管理センター」として開設
昭和49年9月	動物の保護及び管理に関する法律の施行に伴い、動物愛護週間事業として「動物愛護のつどい」を開催
昭和50年4月	避妊・去勢手術を施した子犬を譲渡する「子犬の里親制度」を開始
昭和51年9月	小学生を対象に動物の習性等を教える「動物教室」を開催
昭和52年5月	犬による危害防止対策から動物保護行政へと質的転換を目指し、名称を「神奈川県動物保護センター」と改称
昭和55年1月	神奈川県犬による危害防止条例（昭和46年6月施行）の廃止と神奈川県動物の保護及び管理に関する条例の施行に伴い、犬関係業務のほか飼えなくなった猫の引取り、指定動物の飼養許可、動物販売業の届出受理等の業務を開始
昭和59年5月	小学校低学年の児童や保育園児童を対象に「小動物とのふれあい教室」を開始
昭和61年7月	作業の安全性の向上や効率、衛生向上を図るため、犬房の隔壁を自動移動フェンスに改修
平成2年4月	動物愛護意識啓発の起点としての「ふれあい動物ひろば」を開設
平成4年5月	人と動物の調和のとれた共存社会の推進事業として、適正な犬の飼い方を普及するため「犬のしつけ教室」や「訓練犬のデモンストレーション」、福祉等の施設へ小動物とともに訪問する「コンパニオンアニマル活動」を開始
平成7年4月	学術研究機関への犬・猫の払い下げを廃止
平成9年8月	小学校高学年児童を対象に「夏休み小動物飼育体験教室」を開始
平成10年6月	動物慰霊碑隣接地に「やすらぎの丘」（花壇及び埋葬場所）を整備
平成12年4月	相模原市の地域保健法政令市移行に伴い、5コース体制から4コース体制に変更
平成13年4月	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例が施行され、「動物取扱業の届出」及び「動物取扱主任者認定講習会」を開始
平成14年10月	「子犬の里親制度」の名称を「子犬の譲渡制度」に改める。
平成18年4月	藤沢市の地域保健法政令市移行及び、相模湖町、津久井町の相模原市合併に伴い、4コース体制から3コース体制に変更
平成18年6月	6月1日から改正動物の愛護及び管理に関する法律の施行により、動物取扱業が「届出制」から「登録制」に規制強化され、指定動物も特定動物と名称が統一された。
平成19年4月	「子犬の譲渡制度」の名称を「犬の譲渡制度」に改める。
平成20年3月	「神奈川県動物愛護管理推進計画」が策定される。
平成22年4月	ホームページに収容犬の公示を掲載
平成23年4月	相模原市の政令指定都市移行に伴い、同市の動物取扱業及び特定動物に関する事務を移管 犬の譲渡会と併せて猫の譲渡会を開始し、「犬の譲渡制度」の名称を「犬・猫の譲渡制度」に改める。
平成26年4月	平成25年度に当所に収容された犬の殺処分が初めてゼロになる。
平成27年3月	煙突・焼却炉の除去
平成27年4月	平成26年度に当所に収容された猫の殺処分が初めてゼロになる。
平成29年4月	茅ヶ崎市の地域保健法政令市移行に伴い、寒川町を含めた捕獲及び搬送業務を受託
平成29年10月	平成31年度に向けた建替え工事のため、ふれあい動物ひろば閉園
平成30年1月	建て替え工事着工
令和元年6月	名称を「神奈川県動物愛護センター」と改称し、新たに開所
令和3年3月	旧館跡地に収容犬のための運動施設を整備（災害時には動物の一時保護場所として活用）
令和4年3月	臨時収容施設完成

## 2 組織

### (1) 職員の配置状況及び業務実施体制

令和5年6月1日現在

		業務分担	一般事務職	狂犬病予防員	動物技能職	計
所長		・所の総括		1		1
次長(兼)管理課長		・所長事務代理、課事務事業の総括	1			1
管理課		・予算の執行及び決算に関すること ・県有財産管理に関すること ・公用車の運行管理に関すること ・所内一般庶務に関すること	2 (1)			2 (1)
愛護・指導課長		・課事務事業の総括		1		1
愛護・指導課	企画班	・譲渡推進事業(広報、譲渡会等) ・動物愛護普及事業 ・ペットのための災害対策啓発 ・動物に関する教室	(1)	3		3 (1)
	指導班	・犬による危害防止対策 ・犬、猫等の適正飼育指導 ・特定動物の飼養許可 ・動物取扱業の登録、指導 ・所有者の判明しない子猫の引取り ・収容動物の公示		3 (1)	2 (2)	5 (3)
	保護班	・収容動物の管理、返還及び処分 ・犬、猫等の譲渡制度 ・犬のしつけ、訓練 ・相模原市、藤沢市及び茅ヶ崎市からの受託事業(犬等の捕獲、動物の収容・返還・処分)		4 (1)	1 (6)	5 (7)
	緊急対応	・犬、特定動物等による事故防止対策		全職員で対応		
合計			3 (2)	12 (2)	3 (8)	18 (12)

※ ( ) 内は再任用職員、任期付き職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員で外数

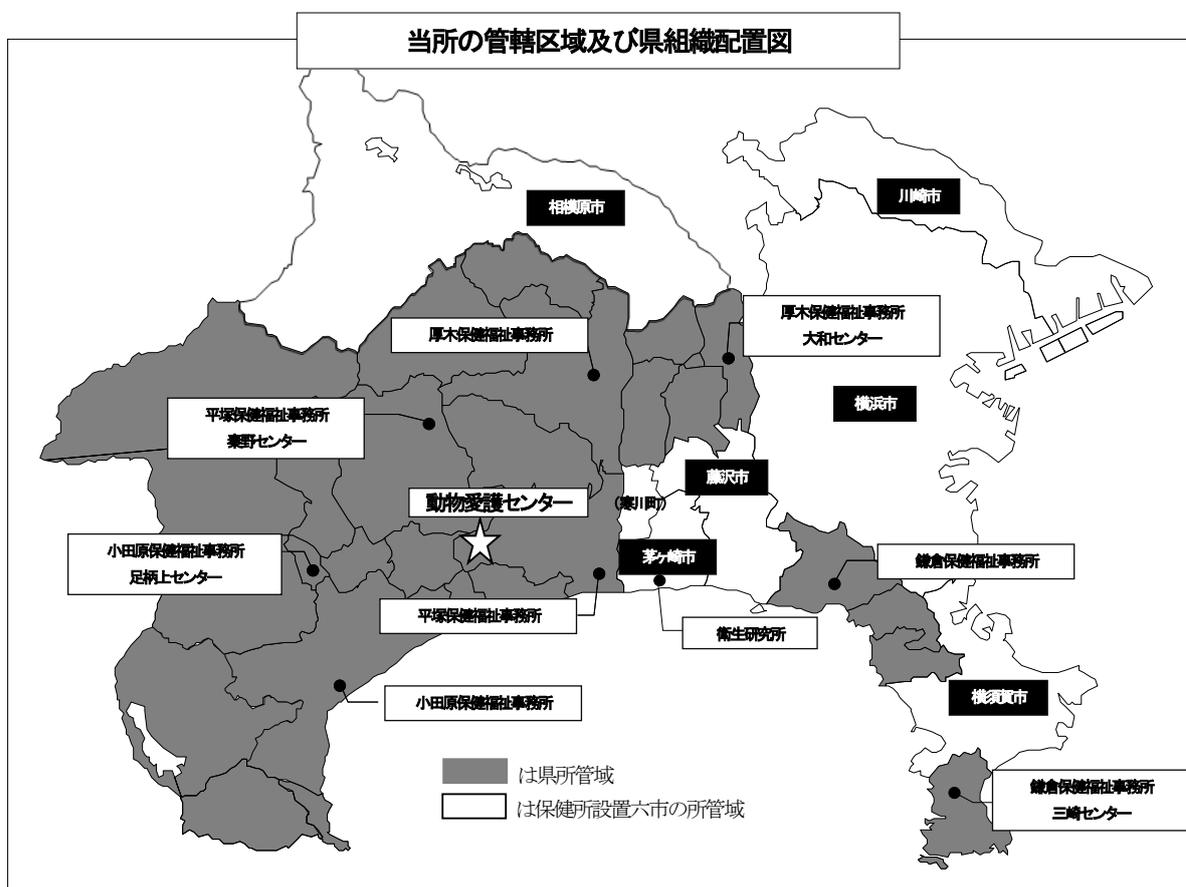
(2) 愛護・指導課指導班担当区域

令和5年4月1日現在

コース	担当区域（市町村名）	管轄保健福祉事務所 (センター)
A	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町 秦野市 南足柄市・開成町・中井町・大井町・松田町・山北町	小田原 (秦野) (足柄上)
B	平塚市・大磯町・二宮町 鎌倉市・逗子市・葉山町 茅ヶ崎市・寒川町（茅ヶ崎市の受託） 三浦市	平塚 鎌倉 茅ヶ崎市保健所 (三崎)
C	伊勢原市 厚木市・座間市・海老名市・愛川町・清川村 大和市・綾瀬市	(秦野) 厚木 (大和)

3 管轄区域

26市町村（県内全市町村のうち横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町を除くもの）全域



#### 4 施設の状況

##### (1) 土地

所在地	用途	面積
平塚市土屋 401	動物愛護センター敷地	23,184.93 m <sup>2</sup>

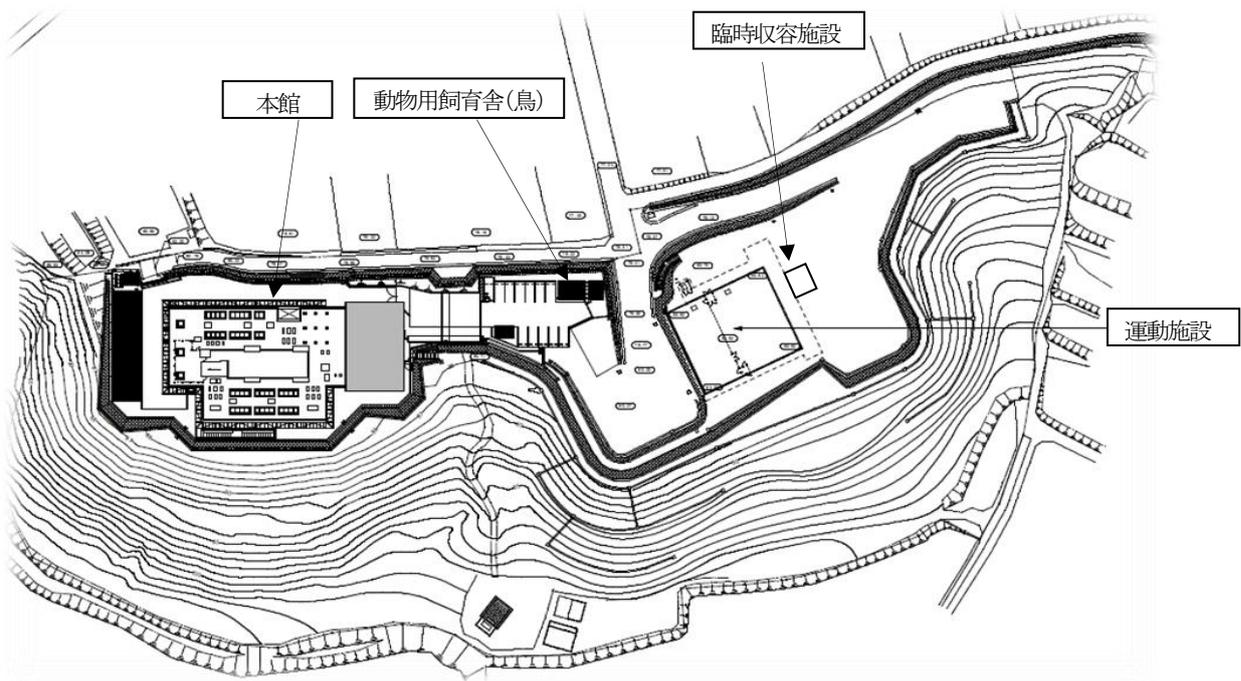
##### (2) 建物

名称	構造	面積
本館	鉄筋コンクリート造、地上2階	2743.00 m <sup>2</sup>
動物用飼育舎(鳥)	鉄骨造、平屋建	36.00 m <sup>2</sup>
臨時収容施設	木造	66.24 m <sup>2</sup>

##### (3) 運動施設

名称	構造	面積
大型犬用	ダスト舗装	338.32 m <sup>2</sup>
小型犬用	ダスト舗装	220.69 m <sup>2</sup>

##### (4) 建物配置図

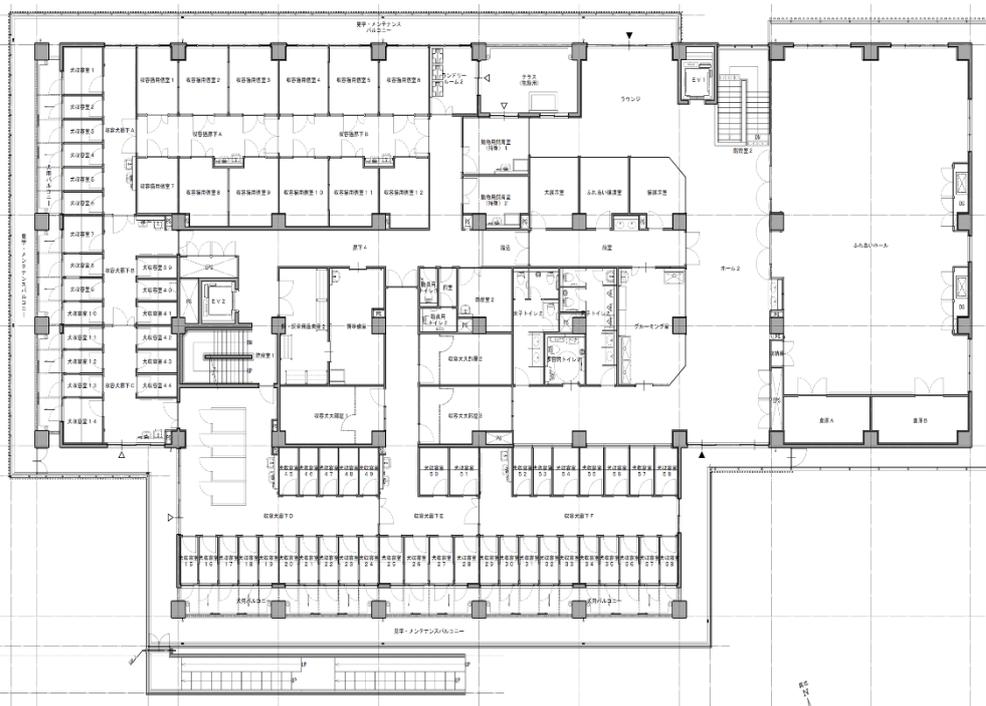


(5) 庁舎・事務所平面図

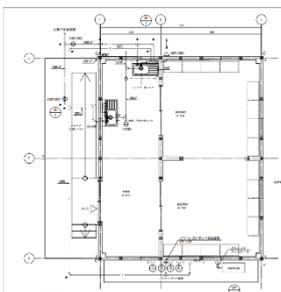
1階



2階



臨時収容施設



## 5 予算等(令和4年度)

### (1) 予算(当初)

(単位:円)

事業	細事業	細々事業	予算額
動物保護対策費	動物保護等事業費	動物保護事業費	39,627,000
		かながわペットのいのち基金推進事業費	26,850,000
		動物由来感染症情報分析体制整備事業費	588,000
		動物愛護推進事業費	697,000
		動物愛護ボランティア活動費補助	3,480,000
多頭飼育総合対策費	多頭飼育総合対策費	多頭飼育総合対策費	4,240,000
		かながわペットのいのち基金多頭飼育総合対策費	5,111,000
動物愛護センター運営費	動物愛護センター維持運営費	動物愛護センター維持費	17,982,000(※)
合 計			98,575,000

※ 本庁集中執行の電気代を除いた額

### (2) 主な手数料等料金

令和5年4月1日現在

項 目	手 数 料 等	備 考
犬、猫などの返還	1,500円	
犬、猫などの飼育管理	1日、1頭(匹/羽)につき1,000円	
特定動物飼養又は保管許可	33,390円	
動物取扱業登録申請	15,060円	
動物取扱業登録更新	7,560円	
動物取扱業登録変更	7,560円	
動物取扱責任者研修	1,000円	
動物引取(生後91日以上)	4,000円	
動物引取(生後91日未満)	1,000円	

## 第 2 章

### 令和 4 年度動物愛護センターの仕事

## 1 動物愛護センター業務体系

- ・狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）
- ・神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 54 年神奈川県条例第 35 号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

### 動物保護事業

#### 犬・猫等の引取り

- 飼えなくなった動物の引取り
- 所有者の判明しない動物の引取り

#### 動物の譲渡と処分

- 動物の返還、譲渡及び処分
- 犬・猫の譲渡

#### 犬の指導取締り

- 迷い犬等の収容
- 犬の収容、保管及び返還
- 犬の飼育管理指導
- こう傷犬の収容及び検診

#### かながわペットのいのち基金を活用した取組み

#### 飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術の支援

### 動物愛護の普及啓発事業

#### 動物の適正飼養の推進・動物愛護普及活動

- 譲渡前講習会
- 譲渡後講習会（飼い主教室）
- 飼い主向けの各種教室やセミナー
- いのちの授業
- インターンシップ、出張講義及び施設見学
- 動物愛護のつどい

### 動物取扱対策事業

#### 特定動物対策事業

- 特定動物の飼養等の許可事務
- 特定動物の飼養等の立入検査等

#### 動物取扱業対策事業

- 第一種動物取扱業の登録事務
- 第二種動物取扱業の届出事務
- 動物取扱業の立入検査、指導等
- 動物取扱責任者研修

### その他

- 動物由来感染症情報分析体制整備事業
- 苦情相談等処理状況
- 災害対策事業
- 調査、研究
- 広報活動
- 会議・研修等
- 動物慰霊式

## 2 動物保護事業

飼えなくなった動物の引取りや迷い犬の収容を行い、それらの返還や譲渡を行っています。また、かながわペットのいのち基金を活用した取り組みや飼い主のいない猫の避妊・去勢手術事業を行っています。

### (1) 犬・猫等の引取り

#### ア 飼えなくなった動物の引取り

やむを得ない事情で飼えなくなった動物は、遺棄や放置等の問題を未然に防ぐ目的で、引取りを実施しています。

犬			猫				規則で定める動物					
成犬	幼犬	計	成猫	幼猫	収容後 出産	計	いえ うさぎ	鶏	いえばと	あひる	その他	計
100 (106)	0 (0)	100 (106)	204 (239)	9 (9)	18	231 (266)	139 (139)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (9)	146 (148)

( )は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町からの引取りを含む。

#### イ 所有者の判明しない動物の引取り

路上等で保護された犬及び公共の場所に遺棄された幼猫等については、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき、引取りを実施しています。また、規則で定める動物については、動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、引取りを実施しています。

犬			猫			規則で定める動物					
成犬	幼犬	計	成猫	幼猫	計	いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	その他	計
121 (133)	0 (0)	121 (133)	10 (14)	54 (65)	64 (79)	15 (17)	12 (15)	4 (4)	0 (0)	103 (133)	134 (169)

その他：ミシシippアカミミガメ、セキセイインコ等

( )は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町からの引取りを含む。

### (2) 動物の譲渡と処分

#### ア 動物の返還、譲渡及び処分

収容期限の過ぎた動物又は飼い主から引取られた動物については、新しい飼い主に譲渡するよう努めています。また、引取り手のない規則で定める動物についてはやむを得ず処分しました。

返還した犬		75 (78)	
譲渡した犬		118 (134)	
内訳	県民への譲渡	成犬	29 (34)
		幼犬	0 (0)
	ボランティアへの譲渡	成犬	89 (100)
		幼犬	0 (0)
運搬・収容中に死亡した犬	成犬	3 (3)	
	幼犬	0 (0)	
致死処分した犬		0 (0)	

( )は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町からの引取りを含む数。

返還した猫		1 (1)	
譲渡した猫		237 (271)	
内訳	県民への譲渡	成猫	124 (139)
		幼猫	0 (0)
	ボランティアへの譲渡	成猫	37 (45)
		幼猫	76 (87)
運搬・収容中に死亡した猫	成猫	7 (9)	
	幼猫	5 (5)	
致死処分した猫		0 (0)	

( )は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町からの引取りを含む数。

規則で定める動物の返還、譲渡及び致死処分数

		いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	その他
返 還 し た 動 物		0 (0)	4 (4)	2 (2)	0(0)	10 (13)
譲 渡 し た 動 物		150 (150)	12 (15)	1 (1)	0(0)	74 (95)
内 訳	県 民 へ の 譲 渡	62 (62)	11 (14)	1 (1)	0(0)	57 (73)
	ボ ラ ン テ ィ ア へ の 譲 渡	88 (88)	1 (1)	0 (0)	0(0)	17 (22)
運 搬 ・ 収 容 中 に 死 亡 し た 動 物		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0(0)	11 (14)
致 死 処 分 し た 動 物		0 (0)	1 (1)	0 (0)	0(0)	16 (22)

( )は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町からの引取りを含む数。

イ 犬・猫の譲渡

(ア) 県民への犬・猫の譲渡

譲渡前講習会を受講した県民を対象に、犬・猫の適正な飼い方の普及啓発のモデルとして、終生飼養すること等を条件に譲渡を行っています。

また、動物愛護センター開所後は、月に1回程度休日に譲渡会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止したことから、代替にオンライン会議システム (Zoom) や Youtube を活用したオンライン譲渡会を開催し、動物愛護センターの譲渡推進の機運の醸成を図りました。なお、令和4年度はうさぎが多数収容されたことから、うさぎの譲渡推進のため休日に面接会を開催しました。

その他、平日に来所が困難な方にも動物愛護センターを知るきっかけとなるよう、休日に動物愛護センターを開所し、自由見学者を受け入れました。

	オンライン譲渡会	うさぎの譲渡面接会	休日自由見学デー
譲渡会開催	令和4年8月、11月、 令和5年2月	令和4年9月	令和4年12月
回数	3回	1回	1回



オンライン譲渡会の司会の様子



オンライン譲渡会の撮影風景

(イ) ボランティアへの犬・猫の譲渡

新たな飼い主を探す活動をしている当所登録ボランティア（団体、個人）に対し、譲渡を行っています。

当所から県民やボランティアに譲渡する犬猫には、避妊手術又は去勢手術、マイクロチップ装着等の処置を行っています。

	犬	猫
避妊手術又は去勢手術実施頭数	54	130
マイクロチップ装着頭数	112	222

### (3) 犬の指導取締り

迷い犬等による危害の発生を防止するため、県民からの通報等に迅速に対処するとともに、状況に応じて捕獲おりの活用等、適切な処理に努めています。

#### ア 迷い犬等の収容

収容頭数：121頭 収容内訳：成犬 121頭（100%） 幼犬 0頭（0%）

収容方法別の頭数内訳

通常方法による収容 (通報により常時 実施)	おりによる収容 (住民の協力により 実施)	麻酔銃による収容 (他の方法が困難な場 合実施)	合計
120	1	0	121

相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町からの収容を除く。

#### イ 犬の収容・保管及び返還

当所が捕獲、収容した犬、又は所有者不明のため当所に引取られた犬は適正に飼養管理するとともに、当所ホームページに収容犬の写真を掲載し、一頭でも多くの犬が飼い主のもとに戻るよう返還率の向上に努めています。

収容した迷い犬等の返還状況

収容頭数	返還頭数	返 還 率
121	75	62.0%

相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町からの収容を除く。

#### ウ 犬の飼養管理指導

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例に違反している飼養者に対し、指導書を交付しています。

指導書交付件数

交付件数
70

#### エ こう傷犬の収容及び検診

迷い犬等によるこう傷事故が発生した場合、直ちに当該犬を収容し、所有者が判明しない犬については、当所において狂犬病の検診を行い、その結果を当該犬が収容された地域を所管する保健福祉事務所等へ報告しています。

検診状況

検診頭数
0

(4) かながわペットのいのち基金を活用した取組み

かながわペットのいのち基金を活用し、動物の治療やしつけ・馴化等を行い、保護動物の譲渡の推進に努めています。

ア 動物の治療

治療に必要な動物用医薬品を配備し、収容動物の治療等を実施しました。また、治療にあたっては、公益社団法人神奈川県獣医師会会員獣医師と連携し、定期訪問として必要な検査、投薬、手術等について助言をいただきました。

当所で治療困難な犬猫は公益社団法人神奈川県獣医師会会員の動物病院や大学動物病院で治療等を行いました。

その他、療法食等により必要なケアを行いました。

内容	回数	延べ頭数
(公社) 神奈川県獣医師会会員獣医師による助言等	31	179
(公社) 神奈川県獣医師会会員の動物病院や大学動物病院における治療等	59 (実頭数)	65

イ しつけ・馴化

犬のしつけや馴化、問題行動の改善について、動物行動学の観点から対応を図り、譲渡を推進しました。

内容	回数	延べ頭数
犬の馴化 (動物行動学の観点からの馴化方法等指導)	13	218

ウ 譲渡推進のための周知等

業者委託によりオンライン譲渡会を開催 (3回) し、また周知のためのSNS運用やチラシ制作等を行いました。

エ 不適正な多頭飼育を理由として保護した動物の対応

不適正な多頭飼育を理由として所有権放棄した保護動物について、動物愛護センターで治療を適切に実施するために、医薬品や検査に必要な試薬等を購入しました。

(5) 飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術の支援

県内 (横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。) の区域において、飼い主のいない猫を減らすという活動目的を共有し、かつ、活動地域における飼い主のいない猫を適正管理することができる2名以上の方を対象に、飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術の支援を実施しています。

飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術支援実施頭数

申請者数	申請頭数	手術実施頭数
30	258	130

### 3 動物愛護の普及啓発事業

しつけの重要性等動物の適正飼養を推進するため、各種教室を開催して動物に関する知識の普及啓発を図っています。

#### (1) 動物の適正飼養の推進・動物愛護普及活動

##### ア 譲渡前講習会

当所から、犬・猫の譲渡を希望する県民に対し、講習会を開催しています。

新型コロナウイルス感染の影響により、令和2年度から定期集合形式の講習会を中止し、申請により随時受講できる常設のオンライン講習会を開催するとともに、事前予約制で個別に当所で受講できる講習会も開催しました。

	回数	内 容
オンライン講習会	480回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物を飼う心構えについて</li> <li>・法令について</li> <li>・訓練犬によるデモンストレーション(動画)</li> </ul>
個別講習会	17回	

##### イ 譲渡後講習会(飼い主教室)

譲渡の際、新たな飼養者となる県民に対し、犬・猫の健康管理など飼育方法について講習会を開催しています。

回数	受講者数
153回	278名

##### ウ 飼い主向けの各種教室やセミナー

当所から譲渡した犬の飼い主や飼い犬の問題行動で困っている方に、飼育方法のアドバイスを行っています。また、しつけの重要性について、教室を開催しています。

内容	回数	人数
しつけ相談	34回	34名
しつけ教室	1回	30名
飼い主向け教室	3回	251名

##### エ いのちの授業

幼稚園、保育園、小中高校生の児童・生徒を対象に、当所業務紹介を通じて動物に対する理解を深めてもらうため、動物のいのちの大切さを伝える構成の講義を行いました。

また、夏休みや冬休みの長期休み期間には、小学5年生から中学3年生までを対象に、動物愛護管理業務について理解を深めてもらうため、いのちの授業と当センターの見学を組み合わせた講座を開催しました。

内容	回数	人数
いのちの授業	5回	121名
夏休み等(長期休み)の教室	10回	37名

オ インターンシップ、出張講義及び施設見学

高校生等のインターンシップ、小中学生の職場体験、出張講義（学校への動物教室等）、獣医学や畜産学等を学ぶ大学生や関係者等による施設見学等において、動物とのかかわりについて講義し、動物愛護行政への理解を深めるとともに、動物愛護意識の向上に努めています。

内容	回数	人数
インターンシップ、学生の見学等	10	51
施設見学（案内）	19	39
施設見学（自由）	—	2,583

カ 動物愛護のつどい

動物愛護週間の事業の一環として、当所において「動物愛護のつどい」を開催し、施設見学、パネルの展示、譲渡会等を通して動物愛護に対する理解の促進を図っています。

令和4年度は令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

#### 4 動物取扱対策事業

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある特定動物の飼養者に対し、法令に基づく基準を遵守させ、特定動物に起因する事故等の発生防止を図っています。

また、動物の販売、保管等を行う動物取扱業の事業者に対し、法令に基づく基準を遵守させ、業に用いる動物の適正飼養が図られるよう努めています。

##### (1) 特定動物の飼養等の許可、立入検査等

特定動物の飼養者に対し、特定動物の飼養又は保管の許可事務を行っています。また、特定飼養施設に対する立入検査等を実施しています。

特定動物飼養施設・飼養頭数及び立入検査件数

		動物種別飼養施設数・飼養頭数						合計	立入 検査 件数
		サル	ワニ	カメ	ヘビ	ワシ	ネコ		
展示	施設数	2	0	1	1	0	0	4	4
	頭数	23	0	1	1	0	0	25	
生業	施設数	0	5	1	6	0	1	13	11
	頭数	0	0	0	10	0	1	11	
その他※	施設数	0	2	7	6	1	2	18	21
	頭数	0	2	8	16	1	2	29	
合計	施設数	2	7	9	13	1	3	35	36
	頭数	23	2	9	27	1	3	65	

※動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条の2第4号

特定動物種内訳

( )内は、飼養頭数

動物種	種名等
サル	ニホンザル(23)
ワニ	コビトカイマン(1) シヤムワニ(1)
カメ	ワニガメ(9)
ヘビ	ボアコンストリクター(11) アミメニシキヘビ(8) インドニシキヘビ(5) アメジストニシキヘビ(3)
ワシ	イヌワシ(1)
ネコ	サーバルキャット(2) サーバルが交雑することにより生じた動物(1)

(2) 動物取扱業の登録、立入検査等

第一種動物取扱業の登録事務及び第二種動物取扱業の届出事務を実施するとともに、第一種動物取扱業事業所及び第二種動物取扱業事業所に対する立入検査、指導等を実施しています。

また、第一種動物取扱業について、施設ごとに選任される動物取扱責任者に対し、動物取扱責任者研修を実施しています。

ア 動物取扱業の登録及び届出

第一種動物取扱業登録件数及び業種別内訳

	業 種 別 内 訳							合計
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん	譲受 飼養	
延べ登録 件数	566	1,060	49	219	90	1	4	1,989
新規登録 件数	47	71	4	20	11	0	1	154
廃業 件数	42	51	3	12	10	0	0	118

第二種動物取扱業届出件数及び業種別内訳

	業 種 別 内 訳						合計
	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	その他	
延べ届出 件数	26	7	4	6	9	0	52
新規届出 件数	1	0	0	0	0	0	1
廃止 件数	0	0	0	0	0	0	0

イ 動物取扱業の立入検査等

第一種動物取扱業立入検査・指導件数

業 種 別 立 入 検 査 件 数 内 訳							合計	指導 件数
販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん	譲受 飼養		
206	158	25	28	45	0	1	463	149

第二種動物取扱業立入検査・指導件数

業 種 別 立 入 検 査 件 数 内 訳						合計	指導 件数
譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	その他		
10	8	8	8	10	0	44	36

ウ 動物取扱責任者研修実施状況

内容	回数	人数
動物取扱責任者研修	8回	1,203名

## 5 動物由来感染症情報分析体制整備事業

飼養されている動物から感染する病原体の汚染状況及び感染の恐れがある疾病の実態を把握し、動物飼養者、動物取扱業者等への指導啓発に資するため、調査研究を実施しました。

検査対象疾病及び検査結果

検査対象疾病	対象動物	検査件数	検査方法	検査結果		備考
				陽性 (陽性率)	陰性	
オウム病	鳥類	15	PCR法によるオウム病クラミジア遺伝子の検出	0 (0%)	15	当所収容鳥類
鉤虫症	犬	25	飽和食塩水浮遊法による虫卵の検出	0 (0%)	25	当所収容犬
回虫症	犬	25	飽和食塩水浮遊法による虫卵の検出	0 (0%)	25	当所収容犬及び猫
	猫	25		0 (0%)	25	
サルモネラ症	爬虫類	30	分離培養及びPCR法による原因菌の検出	2 (6.7%)	28	当所収容爬虫類
猫ひっかき病	猫	30	分離培養法による原因菌の検出	3 (10.0%)	27	当所収容猫
コリネバクテリウム・ウルセランス感染症	犬	20	分離培養法による原因菌の検出、PCR法によるジフテリア毒素遺伝子の検出	0 (0%)	20	当所収容犬及び猫
	猫	20		0 (0%)	20	
カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症	犬	20	PCR法によるカプノサイトファーガ遺伝子の検出	0 (0%)	20	当所収容犬及び猫
	猫	20		0 (0%)	20	
カプノサイトファーガ・サイノデグミ感染症	犬	20	PCR法によるカプノサイトファーガ遺伝子の検出	0 (0%)	20	当所収容犬及び猫
	猫	20		0 (0%)	20	
パストツレラ症	犬	20	PCR法によるパストツレラ遺伝子の検出	0 (0%)	20	当所収容犬及び猫
	猫	20		0 (0%)	20	

※ 検査機関（当所実施以外）

衛生研究所: オウム病、サルモネラ症、パストツレラ症、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症、カプノサイトファーガ・サイノデグミ感染症  
 日本大学 : 猫ひっかき病

## 6 苦情相談等処理状況

当所には、飼えなくなった犬・猫等の引取相談や迷い犬等の捕獲・収容依頼のほか、動物に起因する様々な問題について相談や苦情が寄せられます。

### (1) 苦情・相談

飼えなくなった動物の引取りや野良猫に係る相談、迷い犬等の捕獲依頼等に対応しています。

(件)	
内 容	件 数
飼えなくなった動物の引取り	121
野良猫の相談	377
犬・猫のしつけ方	41
犬・猫等の譲渡希望（譲渡前講習会の紹介）	311
迷い犬等捕獲依頼	73
迷い犬等収容依頼	141
遺棄された幼猫の引取り	20
動物取扱業	1,041
特定動物	17
その他	840
計	2,982

### (2) 失踪犬等の届出

失踪及び保護の届出については、受付簿に記載し、これらを照合することにより、犬・猫等の動物が1頭でも多く飼い主のもとに戻ることが出来るよう努めています。

(件)					
内 容	失踪届出 件数	照会 延件数※	判明件数	保護件数	判明件数
犬	160	191	99	93	35
猫	600	241	240	165	15
その他動物	128	92	8	28	7

※照会延件数には失踪届出件数は含まず

(3) 夜間、休日の緊急対応

迷い犬等によるこう傷事故等の緊急出動要請については、勤務時間外でも対応し、適切な処理に努めています。また、動物愛護と生命尊重の観点から、交通事故や衰弱などで緊急な処置が必要と思われる所有者不明の動物についても対応に努めています。

内容別市町村別出動件数

	こう傷犬	野犬等捕獲	傷病犬保護	迷い犬引取	猫引取	規則動物等引取り	合計
平塚市		1		1			2
大磯町							
二宮町							
鎌倉市							
逗子市							
葉山町							
小田原市		1		1			2
箱根町							
真鶴町							
湯河原町							
茅ヶ崎市※				1			1
寒川町							
三浦市							
秦野市							
伊勢原市		1					1
厚木市		1			1		2
海老名市							
座間市							
愛川町			1				1
清川村							
大和市					1		1
綾瀬市							
南足柄市							
中井町							
大井町							
松田町							
山北町							
開成町							
合計		4	1	3	2		10

( ) 内は休日対応件数で内数

※茅ヶ崎市からの受託による

## 7 災害対策事業

災害時の動物救護及び動物による危害防止対策を迅速かつ円滑に実施するため、訓練、会議等の開催や災害時対策用品の整備を行いました。

### (1) 訓練、会議等の開催

#### ア 総合防災体制整備

市町村等が実施する同行避難訓練に参加し、具体的な体制の整備に係る情報収集を行っています。令和4年度は令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

#### イ 災害時動物救護及び管理に係る会議の開催

災害時の動物救護及び動物による危害防止対策を迅速かつ円滑に実施するため、関係団体・機関と災害時動物救護活動に係る会議を開催しています。

#### ウ ペットの災害対策の普及啓発

当所内に災害時用品の展示や、各種講習会での講義により普及啓発を行っています。

### (2) 災害時対策用品の整備

災害時に必要な用品等について、ケージ、職員や動物の食糧等を整備しました。

## 8 調査、研究

動物愛護管理に係る調査等を行い、技術の研さんと人材育成を図るとともに、学術研究機関等の調査研究に協力を行いました。

## 9 広報活動

### (1) ホームページ等の運営

収容動物及び譲渡対象動物や、譲渡会、各種教室・イベント情報等をホームページ、X (旧 Twitter)、Facebook 及び Instagram に掲載し、広く県民に情報を提供するとともに、各種申請、届出様式のダウンロードサービス等を活用し、利便性の向上を図りました。

### (2) 広報活動

リーフレットや動画による資料の作成・配布及び県、市町村の広報誌等を活用して、動物の適正飼養やペットの災害対策、所有者明示の必要性などについて、広報活動を行いました。

## 10 会議・研修等

### (1) 会議

各保健福祉事務所、各センター及び市町村との連携を深め、業務を円滑に推進するために会議を開催しています。

また、動物の譲渡等に協力いただいている登録ボランティアと情報交換等を行い、その活動をより円滑に進められるよう会議を開催しています。

名 称	対 象	内 容
狂犬病予防・動物愛護管理 担当者連絡会議 (令和4年6月15日オンライン開催)	生活衛生課、保 健福祉事務所、 藤沢市及び茅 ヶ崎市担当者	・当所事業の実績と報告事項について ・情報及び意見交換
動物愛護センター登録ボランティア 連絡調整会議 (令和5年3月8日オンライン開催)	当所登録ボラ ンティア	・当所業務の概要について ・預かりボランティアについて ・情報及び意見交換
動物保護管理業務に係る 市町村担当者会議 (令和5年3月10日オンライン開催)	市町村担当者	・当所事業の実績について ・情報及び意見交換

### (2) 研修等

環境省等が行う研修への参加や関係機関と行う会議での情報交換、所内研修会等により、職員の知識及び技術の向上を図りました。

## 11 動物慰霊式

様々な事情により当所に収容され、亡くなった動物たちの霊を供養し、更に動物愛護の意識を新たにす  
るため、動物慰霊式を行っています。(令和4年9月26日開催)

## 第 3 章

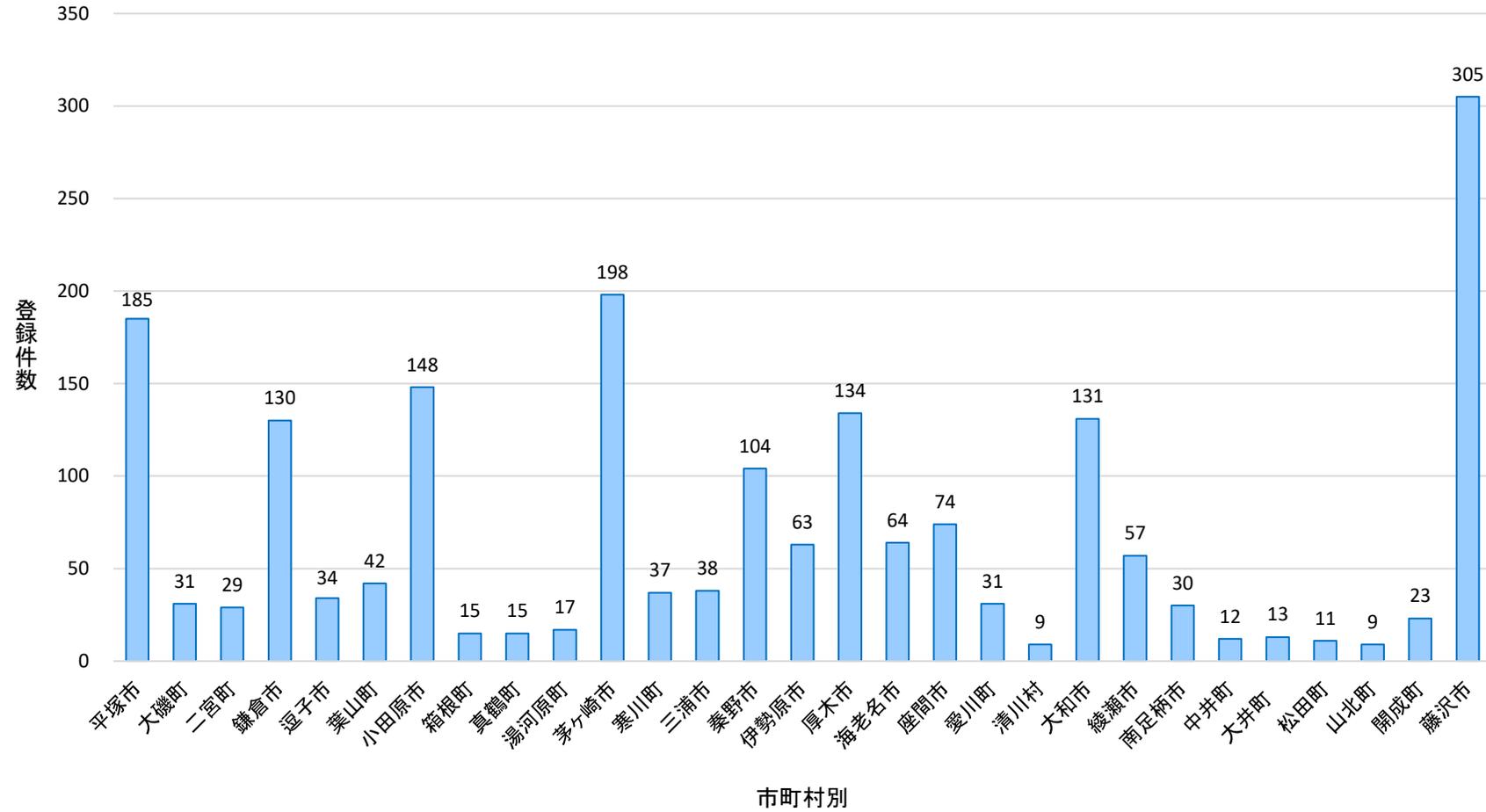
### 業務の主要統計

### 令和4年度 市町村別特定動物飼養状況

特定動物 市町村		霊長目 (サル)		ネコ目 (ネコ)		ワニ目 (ワニ)		カメ目 (カメ)		トカゲ目 (ヘビ)		タカ目 (ワシ)		計	
1	平塚市					1	1	4	5					5	6
2	大磯町							1	1					1	1
3	二宮町													0	0
4	鎌倉市			1	1	1	1							2	2
5	逗子市	1	16											1	16
6	葉山町													0	0
7	小田原市	1	7	1	1					1	1			3	9
8	箱根町							1	1	1	1			2	2
9	真鶴町											1	1	1	1
10	湯河原町													0	0
11	茅ヶ崎市									2	6			2	6
12	寒川町													0	0
13	三浦市													0	0
14	秦野市													0	0
15	伊勢原市													0	0
16	厚木市			1	1	2	0	2	1	1	1			6	3
17	海老名市									4	9			4	9
18	座間市													0	0
19	愛川町					3	0			2	1			5	1
20	清川村													0	0
21	大和市							1	1					1	1
22	綾瀬市									1	5			1	5
23	南足柄市									1	3			1	3
24	中井町													0	0
25	大井町													0	0
26	松田町													0	0
27	開成町													0	0
28	山北町													0	0
29	藤沢市													0	0
計		2	23	3	3	7	2	9	9	13	27	1	1	35	65

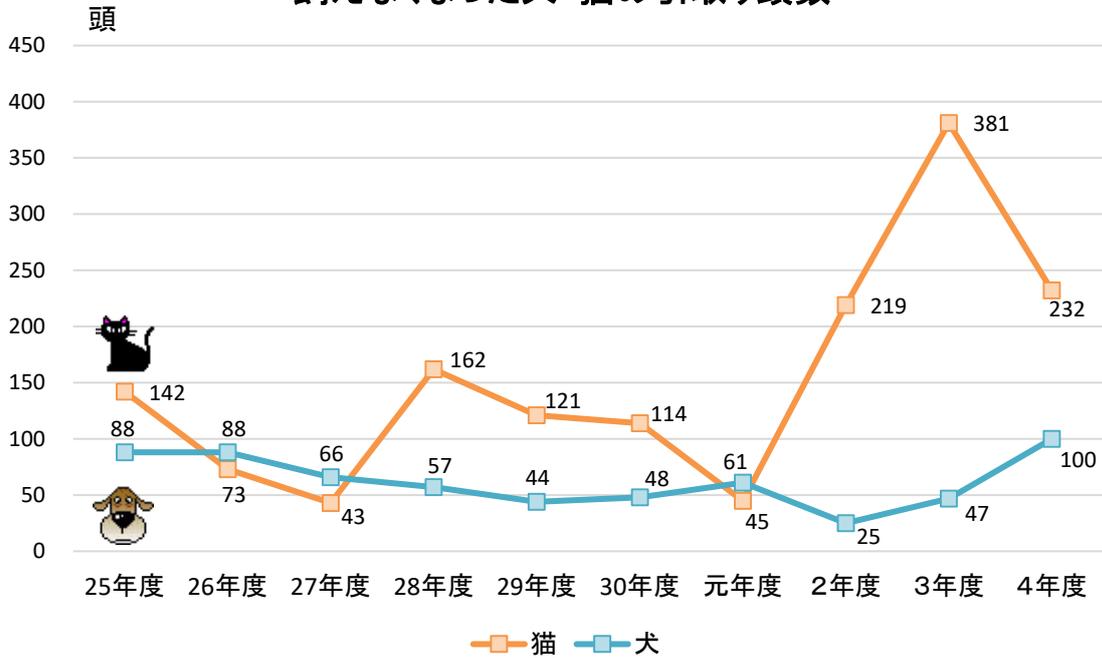
(注) 左欄…施設数 右欄…飼養頭数

### 令和4年度 第一種動物取扱業総登録件数(市町村別) 1,989件

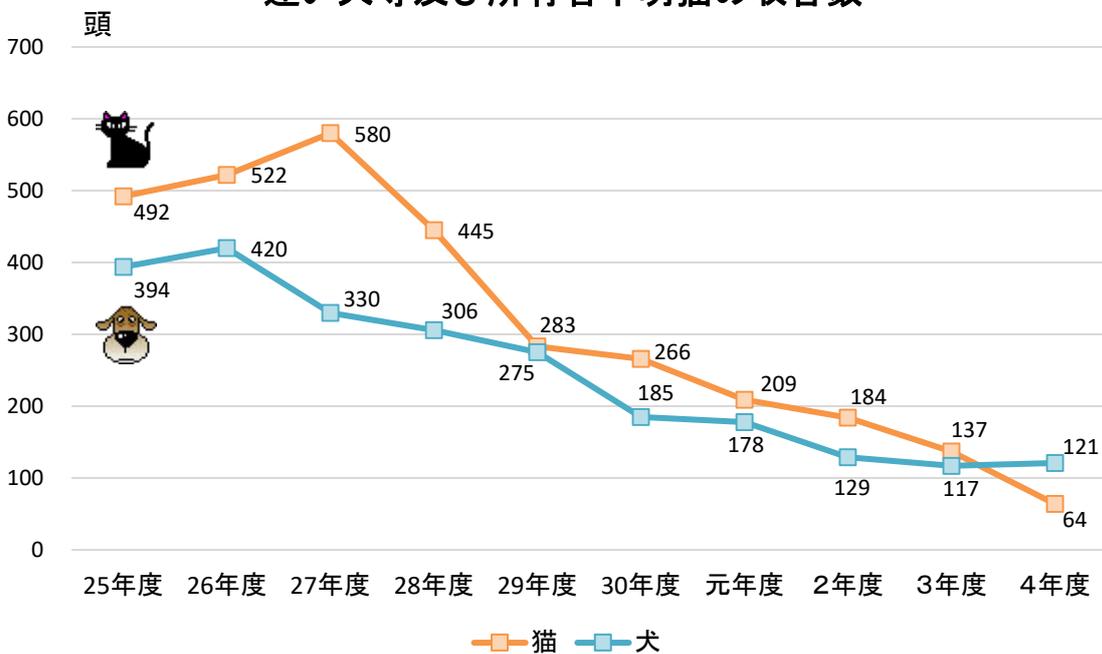


## 年度別(10年間)業務の推移

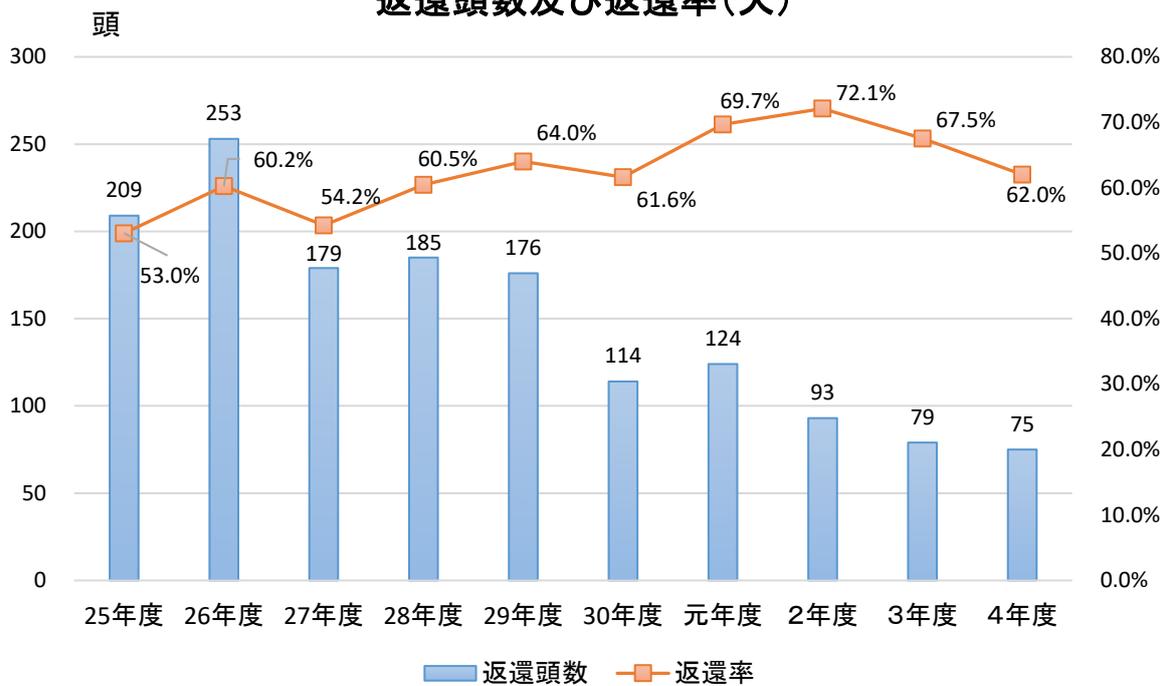
### 飼えなくなった犬・猫の引取り頭数



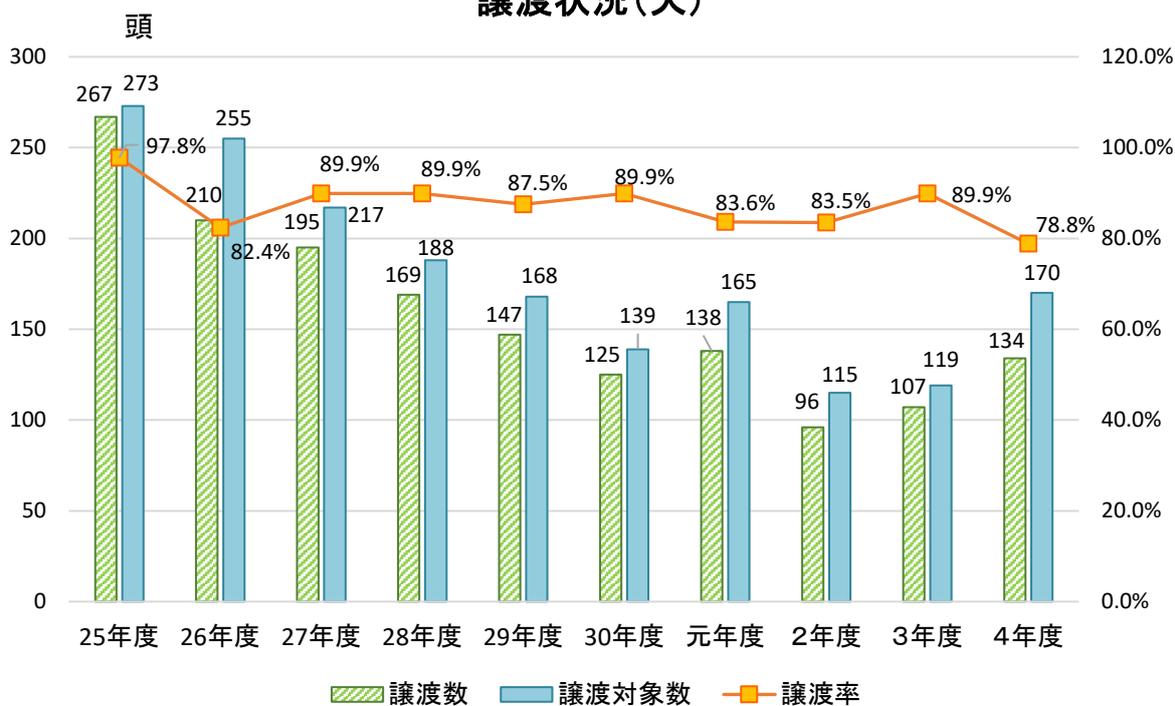
### 迷い犬等及び所有者不明猫の收容数

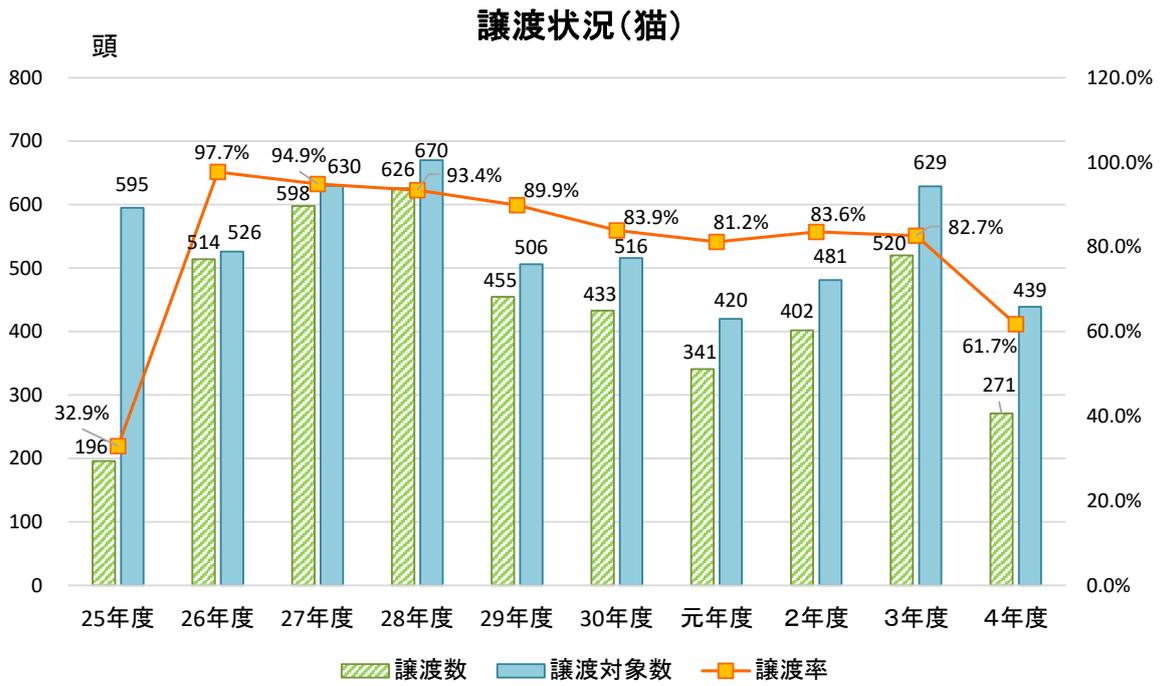


## 返還頭数及び返還率(犬)

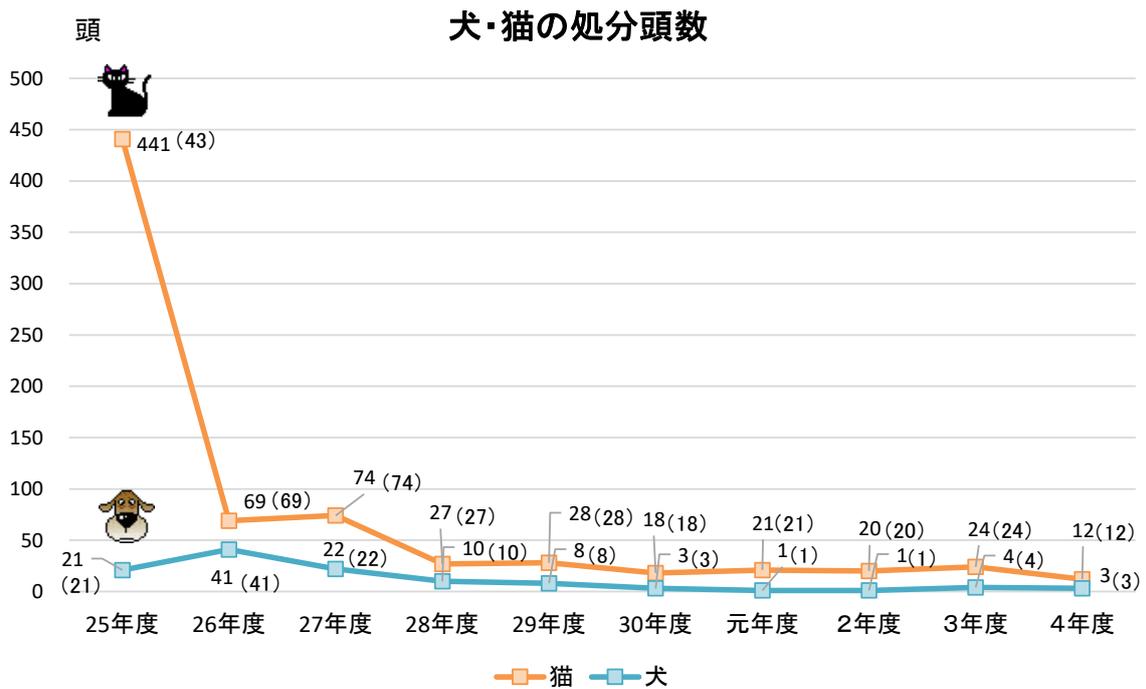


## 譲渡状況(犬)





※平成25年度、平成26年度は県域の数値で標記



※( )内の頭数は、運搬・収容中に死亡した数です。